

公示番号：160663

国名：カンボジア

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名：海水魚種苗生産技術向上プロジェクト（施設設備）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施設設備
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月中旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.50M/M、現地 2.00M/M、合計 3.50M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 40日、国内整理 5日
- ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 10日、国内整理 7日
- ・ 第3次 国内準備 5日、現地業務 10日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月11日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	44 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	12 点
	(計 100 点)

類似業務	水産施設設計・施工にかかる各種業務
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

カンボジアにおいて水産業は、人口のおよそ 30%にあたる 400 万人が直接または間接的に従事していること、また同国の GDP 全体の約 1 割を占めていることから、カンボジアの国家経済にとって重要な役割を果たしている産業と言える。また、同国民は動物性タンパク質の 65%を水産物から摂取しており、水産業は食料安全保障の面からも重要性が高い。

カンボジアにおける 2014 年の漁業総生産量は 745,255 トンであり、その内訳として、内水面漁業が全体の 67%、海面漁業及び養殖（内水面及び海面）がそれぞれ 16%を占める。そのうち、養殖業の伸びが顕著であり、過去 10 年（2004 年～2014 年）における内水面漁業及び海面漁業の生産が約 2 倍の増加率に対し、養殖業では 10 倍となっている。

しかしながら、カンボジア国内の海面養殖魚（アカメ、ハタ類）の需要の増加に対し、養殖技術が未熟であり、国内の人工種苗生産業者が不足しているため、養殖業者及び養殖農家は天然種苗及び輸入種苗を使用せざるを得ない。そのため、天然種苗採捕による水産資源への圧力、また、輸入種苗由来の魚病発生等、更なる水産資源の減少が危惧されており、種苗生産技術の向上が課題となっている。

このような背景を踏まえ、我が国は、同国への無償資金協力を通じて、海産種苗生産及び養殖技術開発、技術普及のための研修・教育を行う「海洋養殖開発センター整備計画」を実施、2011 年 3 月に海洋養殖研究開発センター（MARDeC）が完工した。施設完工後は、個別専門家派遣等により技術支援を行い、アカメの種苗生産及び魚類診断等の防疫体制の整備を支援した。その結果、アカメの種苗生産量は増加したものの、アカメの健全な種苗生産体制の確立及び新魚種の種苗生産技術の開発が必要なことから、カンボジア政府は我が国に技術協力を要請、2016 年 6 月に海水魚種苗生産技術向上プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）の討議議事録が締結された。

施設完工から約 5 年半が経過し、経年劣化等により排水、エアレーション等の一部施設の機能が低下している個所が見受けられることから、カンボジア側からはプロジェクト期間中の活動に支障がないよう、一部施設の改修の必要性が提起されており、プロジェクト開始時に補修必要箇所の特定制と今後の維持管理に向けたカンボジア側への提言を行うことを確認している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、無償資金協力による施設整備内容、完工後の施設の活用状況、ならびにカンボジア事務所による現地調達の手続きを十分に把握のうえ、C/P 機関と補修必要箇所の特定期間・施工計画について協議・検討するとともに JICA カンボジア事務所と協議・調整しつつ、同事務所が実施する修復工事の施工業者選定のための調達監理に対し、技術的な支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2016年10月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書等を参照し、無償資金協力による施設整備内容、完工後の活用状況と課題を把握する。
- ② JICA 農村開発部及びカンボジア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。

### (2) 第1次現地業務期間（2016年10月下旬～2016年12月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA カンボジア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② サイト調査、関係者へのヒアリング、関連資料の収集等を通じて、以下の調査を行う。
  - ア) 施設および機材の状況（稼働状況、メンテナンス実績・費用、スペアパーツ使用状況、不具合・故障（あれば）の内容と原因等）を把握する。
  - イ) C/P機関の組織、施設および機材の運用にかかる実施体制（人員、技術レベル、メンテナンス体制等）、財政・予算の現状と将来計画を関係者へのヒアリング、文書等で確認する。
  - ウ) 施設運用の将来計画等の確認を通じて、施設の今後の活用方針とプロジェクト期間中に必要な整備内容（案）を検討する。
- ③ C/P機関の自助努力可能性について調査・確認した上で、日本側が改修を支援する協力の範囲、不具合・故障箇所に対する対応方法、対象範囲、優先度及び必要な仕様の骨子を検討し、カンボジア側と合意する。
- ④ 必要箇所のサイト測量を実施する。
- ⑤ 現地施工業者の類似施工実績、実施体制、資機材等の調達事情（調達国、輸送ルート、輸送手段、輸送コスト、通関・免税措置、商習慣、関係法規、アフターサービス体制、自国保険主義の有無等）を調査し、調達先を検討する。
- ⑥ 上記②～⑤の結果を踏まえ、必要な対処方針・方法をまとめた施設改修・施工計画（案）を策定するとともに、カンボジア側で必要な維持管理計画を提示する。
- ⑦ 先方負担事項（通関・免税措置、現地国内輸送方法等）について、内容、必要予算等を検討する。諸事情により日本側が負担することになった項目については、対応案を検討し積算資料を収集すること。

- ⑧ ⑥および⑦を踏まえ、日本側支援にかかる設計・積算を行い、PQ条件、入札図書（案）を作成する。
  - ⑨ JICA カンボジア事務所に、PQ 図書案（英）ならびに入札図書案（英）を含む現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2016年12月中旬）
- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。
  - ② JICA カンボジア事務所での調達準備にあたり、必要な技術情報を提供し、PQ 図書および入札図書の最終化、予定価格の算出に協力する。
- (4) 第2次国内準備期間（2016年12月下旬～2017年1月上旬）
- 第2次派遣に係るワークプラン（英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地派遣期間（2017年1月上旬～中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA カンボジア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② C/P の協力を得て、関心業者に対する現地説明会を開催する。
  - ③ カンボジア側と協議のうえ、PQ 評価（案）を JICA カンボジア事務所に提出する。なお、PQ 図書に記載の事項について確認が必要な場合、ヒアリング、業者訪問等により確認を行うこと。
  - ④ 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をカンボジア事務所に提出する。
- (6) 第2次国内整理期間（2017年1月中旬）
- ① 第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する。
  - ② 業者から提出された入札図書に対する質問について、JICA カンボジア事務所が発出するための回答案の作成を行うとともに、必要に応じ、アジェンダ案を作成する。
- (7) 第3次国内準備期間（2017年1月下旬）
- 第3次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、農村開発部による確認の後提出する。併せて、カンボジア事務所にもデータを送付する。
- (8) 第3次現地派遣期間（2017年2月上旬～中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA カンボジア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② JICA カンボジア事務所が開催する入札会に参加し、技術的な側面から支援する。
  - ③ JICA カンボジア事務所による入札評価を C/P とともに技術的な側面から支援する。具体的には、主に以下の事項につき、応札書類について技術的な評

価を行う。

(ア) 応札業者の資格審査

- a) 企業形態
- b) 財務状況
- c) 工事实績
- d) 技術者数

(イ) 応札書類の技術審査

- a) 工程計画
- b) 施工要員計画
- c) 工法計画
- d) 建設資機材投入計画
- e) その他入札書類で定める事項

(ウ) 応札金額の分析

予定価格と応札金額の比較分析による応札金額の妥当性の検討

- ④ ③の評価結果に基づき、入札評価報告書（案）の技術評価に関する部分を作成するとともに、入札評価報告書（案）全体のとりまとめに協力する。
- ⑤ JICAカンボジア事務所による応札業者との契約交渉を補佐し、入札評価結果等に基づき、主として技術的事項に関する確認を行う。
- ⑥ JICAカンボジア事務所と施工業者との契約書にて規定される仕様書、設計図等に基づき、工所用資機材調達、工事全体の詳細工程、施工計画等について契約業者と協議のうえ、同結果を書面にて取りまとめる。
- ⑦ その他、工事全体に関しカンボジア事務所と契約業者との間で調整が必要な事項について、カンボジア事務所を支援する。
- ⑧ JICAカンボジア事務所に現地業務結果を報告する。

(9) 帰国後整理期間（2017年2月中旬～下旬）

専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（和文）（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文2部（JICA農村開発部、JICAカンボジア事務所へ各1部）

(2) ワークプラン（英文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA農村開発部、JICAカンボジア事務所、C/P機関へ各1部）

(3) 第1次および第2次現地業務結果報告書（和文・英文）

各現地派遣終了時に作成する。ただし、第3次現地派遣終了時については、(4) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA カンボジア事務所、C/P 機関へ各 1 部）  
和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA カンボジア事務所へ各 1 部）

(4) 専門家業務完了報告書（和文・英文）

和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA カンボジア事務所へ各 1 部）

英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA カンボジア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 農村開発部及び JICA カンボジア事務所に提出する。

積算書案、PQ 図書案、入札図書案、入札図書への質問回答案、アデンダ案、PQ 評価案、入札評価案（技術部分）については各報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク／香港／ホーチミン⇒プノンペン⇒バンコク／香港／ホーチミン）⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費の上限加算

本件業務は、プロジェクトの他の専門家の派遣に先行して実施される業務となることから、次の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に積算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

一般傭人費（サイト測量等）： 2 万円×3 人×5 日間＝30 万円

(3) 臨時会計役の委嘱

第一次現地派遣期間中、以下に記載の一般業務費については、JICA カンボジア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・ 車両関係費：5,000×40日＝200,000円

・ 資料等作成費：2,000円×20部×2種＝80,000円

・ 通信費：20,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、

国内 M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2017年2月上旬に現地業者の選定に係る入札会を開催する前提で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

海洋養殖研究開発センター内における執務スペース提供

(2) 参考資料

- ・カンボジア国海洋養殖開発センター建設計画予備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11876737.pdf>
- ・カンボジア国海洋養殖開発センター建設計画基本設計調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248640.html>
- ・カンボジア国海洋養殖開発センター建設計画事後評価  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_0960660\\_4\\_f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0960660_4_f.pdf)

(3) プレゼンテーションの実施

なし

(4) その他

- ① 海外における施設設計・積算、施工・調達監理に関する実務経験を有することが求められます。また、水産分野（特に養殖）に係る施設に関する知識を有することが望ましいです。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安

- 全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください
  - ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上